

東近江市林業生産性向上機械等導入補助要領

東近江市では、効率的な施業の促進を目指し、市内に事業所を有する森林組合等の事業者や請負班登録事業者が新たに「高性能林業機械」を購入またはレンタルする費用の一部を補助します！

補助対象者

- ① 市内に住所又は事業所若しくは営業所を有する林業事業者であること。
- ② 森林経営計画又は特定間伐促進計画に基づく森林整備を行う者
- ③ 市税等の滞納が無い者

補助対象事業

- ① 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づき市内で実施する森林整備において必要となる機械の購入（中古機械の購入含む）及び賃借に必要な経費を補助対象とします。購入又は賃借した機械は、同一年度内に実施する森林整備に必ず使用してください。
 - ② 賃借については、機械賃借料、賃借に係る機械管理料、機械保険料及び機械運搬費を補助対象とし、補助対象期間は同一年度内で1機械当たりの補助対象契約期間は月単位かつ6箇月を上限とします。
- ※ 高性能林業機械等を取り扱う販売店及びレンタル会社等で購入又は賃借したものを対象とします。
- ※ 補助対象となる同一の機械については、他の補助金制度との重複はできません。
- ※ 国有林、県営林、市営林、財産区有林及び造林公社営林地等の公的管理された森林での施業に要する機械の購入及び賃借に係る経費は**対象外**となります。

補助率

- ① 購入補助 経費の合計額に3分の1を乗じた額とし、100万円を限度とします。
※購入に係る補助金交付は、同一年度につき一回限り。
- ② 賃借補助 経費の合計額に3分の1を乗じた額とし、1機械につき1箇月当たり10万円を限度とします。

※補助金の額に千円未満の端数があるときは切捨てとします。

●補助対象機械

- ・ハーベスタ ・プロセッサ ・フェラーバンチャ ・タワーヤーダ
 - ・スイングヤーダ ・グラップル ・フォワーダ ・林内作業車
 - ・バックハウ ・自走式搬器 ・集材機 ・ドローン
 - ・その他森林整備の効率化に必要なものであると市長が認めるもの
- ※アタッチメントのみも可



●補助金の事務手続きについて

詳しい内容や必要書類（様式）については市のホームページを御確認ください。

http://210.173.40.34/kanri/seisaku/web_confirm/contents_detail.php?frmId=17302

交付申請書の提出

林業生産性向上機械等導入補助金交付申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて、事業の開始前に林業振興課に提出してください。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し（3箇月以内に取得したもの）
- (3) 補助対象機械等が確認できる書類（パンフレット等）
- (4) 対象施業地の位置図

※森林経営計画又は特定間伐促進計画に基づく施業であることがわかるもの

- (5) 補助金交付要綱第3条第1項第1号が確認できる書類

※申請者の現住所がわかる書類。林業事業者の場合は事業所等の登記情報等

- (6) 市税等の完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

提出された書類を審査した後、林業振興課より交付決定書を通知します。提出前にご相談いただくことも可能です。

書類審査・交付決定

事業実施

交付決定書の通知後、実施計画書に基づいて事業を実施してください。事業に変更が生じる場合は変更承認申請書の提出が必要となります。

実績報告書及び交付請求書の提出

補助事業者が補助対象事業を完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、林業振興課に提出してください。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 売買契約書及び領収書の写し（購入補助の場合に限る。）
- (3) 購入した高性能林業機械等の写真（製造番号等が確認できるもの。購入補助の場合に限る。）
- (4) 賃借契約書及び領収書の写し等（賃借補助の場合に限る。）
- (5) 高性能林業機械等の稼働状況が確認できる書類（作業日報、作業状況の写真等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

【問合せ先】 東近江市農林水産部林業振興課
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
電話：0748-24-5523 メール：ringyou@city.higashiomi.lg.jp